

久喜市告示第 514 号

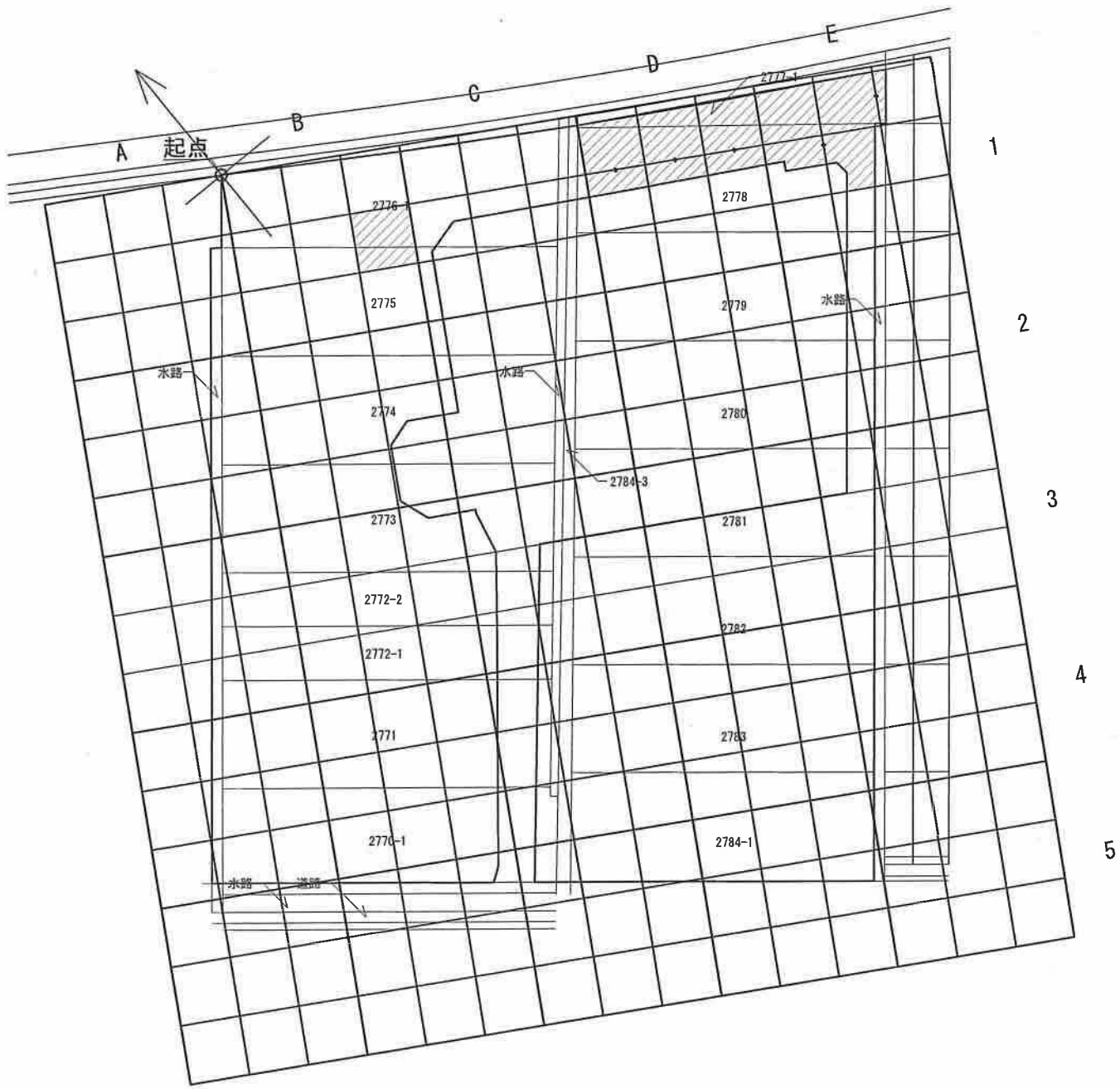
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年11月7日


久喜市長 梅田修



- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県久喜市菖蒲町台2775番の一部、2776番1の一部、2777番1、2778番の一部、2784番3の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



凡例

 : 形質変更時用届出区域

 : 単位区画

 : 筆境界

 : 調査対象地

起点

起点は、久喜市菖蒲町台2776番1の最北端を起点とする

格子の回転角度

29.78度

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して、10m間隔で引いた線により構成される格子を起点を始点に右方向に回転させた角度